

## 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成 24 年4月の介護報酬改定により、介護保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 所定疾患施設療養費について

1. 対象となる疾患は以下のとおりです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹
  - ・蜂窩織炎
  - ・慢性心不全の増悪
2. 上記疾患で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
3. 算定する場合にあっては診断名、診断を行った日、診療期間、実施した検査、投薬、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表している。